

(別記4)

### 発達障害児者地域生活支援モデル事業

#### 1 目的

発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。

#### 2 事業内容

平成26年5月7日付障発0507第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。

(別記5)

## かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

### 1 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

### 2 事業内容

平成28年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」に基づき実施する。

(別記6)

## 発達障害者支援体制整備事業

### 1 目的

発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行うことを目的とする。

### 2 事業内容等

#### (1) 実施について

以下の(2)及び(3)に定める各支援事業の実施主体は都道府県等とする。

#### (2) 地域支援体制サポート

##### ア 目的

住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。

##### イ 事業の内容

#### (ア) 発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等

##### i 発達障害者地域支援マネジャーの配置等

発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」(以下「マネジャー」という。)を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。

また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。

##### ii マネジャーの業務

マネジャーは、以下の業務を行うものとする。

#### (i) 市町村支援

マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村の支援体制の整備に必要な助言等を行う。

#### (ii) 事業所等支援

マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言等を行う。

#### (iii) 医療機関との連携

マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。

iii マネジャーとなる者

マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。

また、発達障害児者支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(イ) 住民の理解の促進

発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

なお、本通知（別記1）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記2）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。

(ウ) 市町村、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

(エ) 個別支援ファイル等の情報

医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライフステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村へ個別支援ファイル等の活用を促す。

(3) 家族支援体制整備

ア 目的

発達障害児者の子育てへの相談・助言、発達障害児者の不適応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。

イ 事業の内容

(ア) ペアレントメンター（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター（注2）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。

(イ) 発達障害児者の適応力向上のためのペアレントトレーニング（注3）を実施する。

(ウ) 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）（注4）を実施する。

(エ) その他、家族支援体制の構築に必要な取組を実施する。

（注1）発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

（注2）ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。

（注3）親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

（注4）子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

(別記7)

## 障害者虐待防止対策支援事業

### 1 目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

- (1) 虐待時の対応のための体制整備
- (2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
- (3) 専門性の強化
- (4) 連携協力体制の整備
- (5) 普及啓発

### 3 留意事項

都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

(別記 8)

## 障害者就業・生活支援センター事業

### 1 目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

### 2 事業内容

平成14年5月7日職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局雇用開発部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する。

(別記9)

## 工賃向上計画支援事業

### 1 目的

本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

### 2 事業内容

平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援事業の実施について」に基づき実施する。

(別記 10)

## 就労移行等連携調整事業

### 1 目的

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行っていくことが重要である。

このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。

### 2 事業内容

平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「就労移行等連携調整事業の実施について」に基づき実施する。



(別記 11)

## 障害者芸術・文化祭開催事業

### 1 目的

障害者芸術・文化祭(以下「芸術・文化祭」という。)は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### 2 主催

- (1) 芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。
- (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

### 3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。

### 4 開催地等

- (1) 芸術・文化祭は、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に開催する。
- (2) 芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。
- (3) 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね1週間以内とする。

### 5 事業内容

- (1) 芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。
- (2) 開催地都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。

### 6 実施要綱

毎年<sup>1</sup>の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、開催要綱(平成13年5月31日付障発第241号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に則り、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議してこれを決定する。

### 7 留意事項

芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。

(別記 12)

## 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

### 1 目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く）

### 3 事業内容

- (1) 毎年度実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。
- (2) 対象とする分野は、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。

### 4 留意事項

- (1) 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね2日以上とする。
- (2) 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。
- (3) 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。
- (4) 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

(別記 13)

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

### 1 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業内容等

#### (1) 実施について

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

#### (2) 事業内容

##### ア 医療的ケア児等を支援する人材の養成

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。

研修については、別途示す運営要領等に基づき実施すること。

##### イ 協議の場の設置

地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。

協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。

#### (3) 留意事項

研修修了者については、研修修了証の発行及び研修修了者の名簿作成により管理を行うこと。

また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の活用状況の把握に努めること。

(別記 14)

### 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業

- 1 目的  
強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。
- 2 事業内容  
別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業

(別記 14-2)

### 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

- 1 目的  
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。
- 2 事業内容  
別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業

(別記 15)

## 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

### 1 目的

障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行うことを目的とする。

### 2 事業内容

別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業に参加する際の研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行う。

(別記 16)

## 成年後見制度普及啓発事業

### 1 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

成年後見制度の利用促進のため、以下の事業を通じて普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。）

(1) 研修会等の開催

(2) パンフレット・ポスター等の作成

(別記 17)

## アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

### 1 目的

アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題（以下「アルコール関連問題」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

### 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体

### 3 対象者

アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体

(注 1) 民間団体には、アルコール関連問題を抱える当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。

(注 2) 薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙 2 の別記 18 または別記 19 の対象とする。

### 4 事業内容

#### (1) ミーティング活動

アルコール関連問題を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。

(例：ミーティング会場の提供など)

#### (2) 情報提供

アルコール関連問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。

(例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など)

#### (3) 普及啓発活動

アルコール関連問題に関する普及啓発活動を支援する。

(例：アルコール関連問題の理解を促進する刊行物出版の費用援助など)

#### (4) 相談活動

アルコール関連問題の相談を受ける活動を支援する。

(例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など)

(別記 18)

## 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

### 1 目的

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

### 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体

### 3 対象者

薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体

(注1) 民間団体には、薬物依存症を抱える者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。

(注2) アルコール依存症、ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙2の別記17または別記19の対象とする。

### 4 事業内容

#### (1) ミーティング活動

薬物依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。

(例：ミーティング会場の提供など)

#### (2) 情報提供

薬物依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。

(例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など)

#### (3) 普及啓発活動

薬物依存症に関する普及啓発活動を支援する。

(例：薬物依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など)

#### (4) 相談活動

薬物依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。

(例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など)



(別記 19)

## ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

### 1 目的

ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。

(注) 「ギャンブル等」には、パチンコ・パチスロなどの遊技を含む。

### 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市並びに都道府県、指定都市、中核市、特別区及びその他保健所設置市が適当と認めた団体

### 3 対象者

ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体

(注1) 民間団体には、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。

(注2) アルコール依存症、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体については、それぞれ別途、別紙2の別記17または別記18の対象とする。

### 4 事業内容

#### (1) ミーティング活動

ギャンブル等依存症を抱える者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。

(例：ミーティング会場の提供など)

#### (2) 情報提供

ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う。

(例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供など)

#### (3) 普及啓発活動

ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を支援する。

(例：ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など)

#### (4) 相談活動

ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動を支援する。

(例：自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場の提供など)

(別記 20)

## 「心のバリアフリー」推進事業

### 1 目的

管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。以下、この実施要綱において同じ。）を広めるための取組を行う。

### 2 事業内容

- (1) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整
- (2) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組との広域的な連携
- (3) 心のバリアフリーを広めるための取組

### 3 実施主体 都道府県